

ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの 連結をめぐる

—イギリスとベルギーの対応を手がかりにして—

齊藤 昭雄

1. 序

ローマ条約第54条第3項に基づく1983年6月11日のEC理事会第7号指令（以下「EC第7号指令」と略称する）は、その第32条において次のように規定している。

「加盟国は、連結に含まれるある企業が、連結に含まれない1つ以上の企業とともに、ある別の企業を経営している (*diriger*) 時、この企業が、連結に含まれる当該企業によってその資本に対して保有されている権利に比例して、連結財務諸表¹⁾ に含まれる、ということ認めるか要求することができる。」

これは、共同支配下にある企業に対する、いわゆる比例連結を規定したものである。

そして、EC第7号指令の第12条では、水平的企業グループの連結について、次のように言っている。

「加盟国は、国内法に従属するあらゆる企業に対して、……次の場合に、

1) 「連結財務諸表」は、原語では «Comptes consolidés» (英語では、“Consolidated accounts”) となっているので「連結計算書類」とすべきかもしれないが、わが国の用語法を尊重して本稿では「連結財務諸表」で統一することにした。もっとも、「Financial statements」は、FRS2において、会社法で用いられている“Accounts”というタームと同じものを意味するために用いられているタームである」という断り書きがあって (FRS2, para. 1 の脚注) 少なくともイギリスについては、われわれの心配は杞憂である。

連結財務諸表と連結営業報告書 (Rapport consolidé de gestion) を作成する義務を課することができる。

- a. 第1条の第1項ないし第2項で考えられている関係²⁾ではない企業ならびにその他の1つ以上の企業が、この企業と結ばれた契約ないしこれらの企業の定款条項のゆえに、単一の指揮のもとにおかれている。あるいは、
- b. 第1条の第1項ないし第2項で考えられている関係にはない企業、ならびにその他の1つ以上の企業の、執行、指揮ないし監督機関が、当該期間中から連結財務諸表の作成時まで、職能上同一の人物によって過半数を占められている。」

これらのEC第7号指令を承けて、イギリスでは、前者に関してジョイント・ベンチャーを対象にした規定を明文化し、後者に関しては、ベルギーが、コンソーシアムを対象にして積極的な取り組みを見せている。しかし、ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムとの間にはそれほど明確な境界があるようには思えない面があることと、さらには、ヨーロッパでは、1985年7月25日EC理事会の規則第2137/85号の適用による「経済的利害グループ (Groupement d'intérêt économique)³⁾」という形態が存在していて、

-
- 2) EC第7号指令第1条はやや長文なので、ここではその条文については割愛するが、そこで考えられている関係とは、要するに親企業／子企業型の関係である。
 - 3) これは、内容的には「協同事業体」とでも訳すべきものであるかもしれない。1967年9月23日付政令 (Ordonnance) 第67-821号の第1条によれば、「2以上の自然人ないし法人は、メンバーの経済活動を容易にしかつ発展させ、その活動の成果を改善し増大させるために、適切なすべての手段 (tous les moyens propres) を利用する目的で、一定期間、経済的利害グループを形成することができる。」それは、法人格と行為能力は与えられるが、本来的に利益の実現を目指すものではなく、会社と組合の中間に位置づけられている。例えば産学協同事業の遂行や、拙速を望まず自らのオートノミーを維持したいと思っている企業間の、合併前の準備期間の組織形態として、あるいは国内法が障害となって国際的な協同に困難を来すような場合に利用される可能性があることが指摘されている。(Cf. Yves Bernard & Jean-Claude Colli ; *Dictionnaire économique et financier*, Editions du Seuil 1989, pp. 778-779.)

その辺のいわばボーダーライン的な事業形態の連結問題も既に取りざたされていることなどを考慮して、われわれは、さしあたりジョイント・ベンチャーとコンソーシアムとを、同一の土俵で検討してみることにした。

わが国では、昨年改定された連結財務諸表原則において、比例連結の導入を見送ったが、次節で取り上げるイギリスの例をみても分かるように、確かに比例連結には困難な概念上の問題を含んでいる。そして、水平的結合企業の連結を制度化した国は、ベルギー以外には今のところほとんどない⁴⁾ という状況が示しているように、これにもまた多くの困難な問題が含まれている。

しかしながら、解決すべき困難な問題を宿しながらも、EC第7号指令への対応という形で試みられた両国の制度化の取り組みは、単に連結会計制度の国際的な調和の点からのみならず、多様化しつつある企業結合の、単純な親子関係以外の形態に対する連結の問題を原理的に考察する上で、格好の手がかりを提供している。本稿は、そういう意識に基づく筆者の研究ノートのなささやかな論考である。

2. ジョイント・ベンチャーに対するイギリスの対応

連結の対象となる事業体⁵⁾が、基本的に実質的な「支配」によって規定される点は、イギリスの場合も、もちろん例外をなすわけではない。その「支配」のレベルとそれに対応する会計方法について類型化してみれば、イギリスの場合次のようになる⁶⁾。

-
- 4) ほかに、ギリシャだけが、水平的企業グループに連結財務諸表の作成を義務付けているに過ぎない。(Cf. Stéphane de Maght et Jean-Paul Servais ; «La consolidation des groupes horizontaux : un domaine en friche» *Revue de Droit Comptable*, N° 93-3. p. 24.
 - 5) イギリスにおいては、組織形態の多様性を考慮すると同時に、連結会計基準の適用に含みをもたせるために、企業とか会社という用語に代えて、「事業体」(undertaking) という表現が用いられている。すぐに分かるように、比例連結に関しては、まさにこの言葉の含意が生かされることになる。
 - 6) この類型化は、Paul A. Taylor ; “United Kingdom—Group Accounts” in *Transna-*

ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの連結をめぐる

支配の程度 会計方法

支配的影響を含む単独の支配	⇨	全部連結
共同支配	⇨	通常は持分法(一部比例連結)
重要な影響(支配していない)	⇨	持分法

単独の支配の場合の全部連結と、重要な影響が認められる場合の持分法の適用に関しては、現在の国際的な大勢であって、特に説明を必要とはしないように思える。しかるに、共同支配に関するイギリスの対応は、イギリス独特のものであって、われわれの強い関心をひいている。ここで対象となるのは、通常ジョイント・ベンチャーと言われるものである。

ところで、1985年会社法⁷⁾は、「ジョイント・ベンチャー」を定義していないけれども、その附則4Aは、「連結に含まれるある事業体が、連結に含まれない1つ以上の事業体とともに、別の事業体を経営している場合」に、その別の事業体を「ジョイント・ベンチャー」と規定している。すなわち、グループに属するある事業体が、グループ外の事業体とともに、ある別の事業体を共同経営している場合に、その事業体がジョイント・ベンチャーと考えられている。したがって、「ジョイント・ベンチャーの際立った特徴は、そのベンチャーに対する当事者たちが共同して支配しその事業体に影響を及ぼすということであるに違いない⁸⁾。」

ここで、2つ以上の当事者が、同時に、ある事業体に対して、支配的な影響(Dominant influence)を及ぼしうるかと言えば、論理的には、ただ1つの「支配的」影響しか存在しないと考えざるを得ない。そこで財務報告基準(以下「FRS」と略称する)第2号は、「2つ以上の事業体が、ある子事

ional Accounting, edited by Deter Ordelheide & KPMG (Macmillan 1995) p. 2907 を参考にして、整理してみたものである。

- 7) 1985年会社法は、EC第7号指令を承けて1989年に改訂されているが、イギリス国内でも、通常「1985年会社法」と呼ばれているので、本稿でもその慣行に従うことにした。
- 8) Christopher Swinson; *Group Accounting*, Butterworths 1993, p. 156.

ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの連結をめぐる

業体の親事業体として識別される場合、それらの親事業体のうちの1つだけが⁹⁾ (本基準の) パラグラフ6に定義されているような支配⁹⁾ を持ちうる¹⁰⁾ としたうえで、そのような非現実的な解釈を避けるために、次のような3つの要素を考慮に入れるべきことを示唆している¹¹⁾。

- a 準子事業体 (quasi subsidiary)¹²⁾ の存在 (para. 64)
- b 親事業体の権利に対する長期的な厳しい制約の存在 (para. 65)
- c 公式・非公式を問わず、ジョイント・ベンチャー協定の存在 (paras. 66 & 67)

準子事業体の存在を認める「a」の解決策は、ジョイント・ベンチャーに対して、通常の子事業体の連結に準ずる扱いをしようとするものであって、複数の親事業体を認めることを意味する。子事業体に準ずるということは、当然の帰結として、全部連結が適用されることになる。その結果、ジョイント・ベンチャーの資産・負債が重複していくつかの連結財務諸表に計上される虞があって、それは妥当な解決策とは言えないのではないかと。そういった重複を避けるためには、複数の親事業体の存在を認めたとうえで、比例連結を取り入れるしかない。

「b」は、複数の親事業体の存在を認めたとうえで、親事業体の支配権の

9) 「その活動から経済的利益を得る目的で、別の子事業体の財務と営業の方針を指揮する、事業体の能力」(Accounting Standards Board (以下「ASB」); *Financial Reporting Standard 2: Accounting for Subsidiary Undertakings*, July 1992, para. 6.)

10) ASB; *Op. cit.*, para. 62.

11) ASB; *Op. cit.*, para. 63.

12) 「準子会社」については、FRS 2においては定義されておらず (Cf. para. 64)、そのあとに出たFRS 5『取引の実質の報告』において、次のように定義された。

「ある報告実体の準子会社は、子会社の定義を満たしていないとしても、その報告実体によって直接間接に支配されていて、その媒体 (vehicle) が子会社であったとしたら生じるであろうものと実質的に何ら変わらない利益をその実体にもたらすところの、会社、トラスト、パートナーシップその他の媒体である。」(ASB; *FRS5: Reporting the Substance of Transactions*, April 1994, para. 7.)

行使が単独ではできないことを、「長期的な厳しい制約」に基づく連結除外に当たると判断するものである。その結果、ジョイント・ベンチャーは、持分法の適用を受けることになる。

「c」については、FRS 2 自身が次のように述べている。

「会社法の基準 (tests) が、2つ以上の事業体を1つの子事業体の親として識別する場合、それは共有した支配 (shared control) をして、それゆえに子事業体へのそれらの持分は、事実上ジョイント・ベンチャーへの持分であるから、それに応じた取扱いをすべきであるように見える。もうひとつの方法は、会社法のもとで、親事業体として識別される2つ以上の事業体が、その子事業体に対して、支配はしていないが重要な影響を行使していると考えられるので、その子事業体を連結に含めるよりは、関連事業体と同じ方法で処理することがより適切であろう¹³⁾。」そのように推論をしたうえで、FRS 2 は、ジョイント・ベンチャーに対しては、結局のところ関連事業体としての取扱いをすることが妥当であるとの結論に達した。したがって、ジョイント・ベンチャーは、FRS 2 『子事業体の会計』の対象外となり、会計基準書第1号 (以下「SSAP 1」と略称する) 『関連事業体の会計』の中で考えられることになる。

改訂以前のSSAP 1 によれば、「関連会社 (associated company) とは、投資企業集団 (investing group) または投資会社 (investing company) の子会社ではないが、その会社への投資が次のいずれかに該当する会社をいう。

- (a) 投資企業集団または投資会社の持分が、事実上、合弁事業 (joint venture) や国際合弁事業 (consortium) のパートナーとしての持分であり、被投資会社に重要な影響力を行使できる地位にあること。または、
- (b) 投資企業集団または投資会社の持分所有が長期的かつ相当額にのぼり、残る株式の分布状況からみて、投資企業集団または投資会社が投資先に重要な影響力を行使できる地位にあること¹⁴⁾。」

13) ASB ; FRS2 : *Accounting for Subsidiary Undertakings*, July 1992, para. 67.

つまりイギリスにおいては、本稿で取り上げているジョイント・ベンチャーやコンソーシアムは、関連会社の典型と見られていて、いずれも原則として持分法の適用を受けるものと考えられていたのである。

しかるに、会社法は、1989年に「ジョイント・ベンチャー」というタームを初めて取り入れた¹⁵⁾だけでなく、法人でも子事業体でもないジョイント・ベンチャーに対して、比例連結法を適用することを認めることとなった。ASBが予想していなかった新たな事態の出現である。これは、イギリスにおいて初めて比例連結法が実際に取り入れられたという点でも、画期的なことである。

このような事態を承けて、ASBは、上記の関連会社の規定のうち(a)を削除し、会社法が関連会社とジョイント・ベンチャーに対して異なる対応をすることになったことを反映させた¹⁶⁾。

法人組織である場合、通常はパートナーたる親事業体が、当該ジョイント・ベンチャーの資産と負債のどの部分を単独で支配しているかは定か

-
- 14) ASB ; *SSAPI : Accounting for Associated Companies*, para. 13. (田中弘・原光世訳『イギリス会計基準書』中央経済社・平成2年、53頁。)
なおジョイント・ベンチャーについてはともかくとして、コンソーシアムについては、ベルギーで用いられている(後述参照)ように、「国際合併事業」と訳すことが適切でない場合があると同時に、「ジョイント・ベンチャー」や「コンソーシアム」(特に前者)が、わが国でもしばしばそのまま使われているので、本稿では、邦訳の引用の場合を除いて、カタカナの表現を用いることにした。
- 15) Cf. ASB Interim Statement (issued in December 1990) para. 32. ちなみに、会社法の附則4A第19条第1項は、次のようになっている。「連結に含まれるある事業体が、連結に含まれない1つ以上の事業体とともに別の事業体を経営している場合、その別の事業体 (“the joint venture”) は、(a)法人でないか、(b)親会社の子事業体でない場合には、連結財務諸表において、比例連結法によって処理することができる。」(Cf. Brenda M Hannigan ; *Company Law*, Butterworths 1993, p. 265.)
- 16) かくしてこのパラグラフからは「ジョイント・ベンチャー」や「コンソーシアム」が消えてしまったけれども、それらは依然として、別のところで息づいている (Cf. *SSAPI*, para 11.)。ということは、当然のこととは申せ、それらが法人である限り、持分法の適用を受けることには変化がないということである。

はなく、むしろ投資会社は、被投資会社の営業と財務の方針に対して、全体として支配を分担している (shares control) が重要な影響力を持っているかである¹⁷⁾。したがって「混然一体となっている合併会社の資産、負債等を一律に持分比率で按分して連結財務諸表に計上することは不適切であるとの指摘がなされる¹⁸⁾」こともやむを得ないし、「支配されている項目と共同支配されている項目とを結合させることが不適切であると主張¹⁹⁾」され、あるいは「ジョイント・ベンチャーは……共同支配よりもむしろ重要な影響を有しているにすぎないと考え¹⁹⁾」られて、持分法の適用が妥当であると考えられることもまたやむをえない。

それに反して、法人組織になっていない場合には、当該共同事業体たるジョイント・ベンチャーに対してはおそらく、資産と負債に対して直接的な持分が明らかになろう。そのことが、イギリス的な対応の根拠になっているように思える²⁰⁾。

しかしながら、会社法のこの新たな対応については、イギリス国内でも強い疑念が表明された。特に会計基準委員会 (ASC) は、公開草案第50号において、「共同事業 (joint activities) は、その事業へのパートナー (partners) の失敗から潜在的に生ずる虞れのある偶発債務を注記によって明らかにしつつ、費用、資産および負債の自らの持分にしながら、パートナー (venturers) の個別財務諸表において直接計上されるべきである」と提言している²¹⁾。法人化されない「共同事業」の場合には、むしろパートナー

17) Cf. Paul A. Taylor; *Op. Cit.*, p. 2906.

18) 企業会計審議会『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』平成9年6月6日、7頁。

19) IAS31; *Financial Reporting of Interests in Joint Ventures*, Dec. 1990, para. 24. (邦訳文, 21頁。)

20) 現実的には、「1989年会社法の導入以前に、パートナーシップへのグループの持分を連結するために、比例連結がしばしば用いられていた」(Christopher Swinson; *Op. Cit.*, p. 157.) という事情も見逃せない。

21) Cf. Paul A. Taylor; *Op. Cit.*, p. 2917. この辺のいきさつについては、いずれ稿を改めて再検討してみたいと考えている。

会社の個別財務諸表レベルの問題ではないかという疑問が出るのは当然である。その意味では、法人と非法人という区分によって適用すべき会計方法を変えようとしたことが、問題ではなかったのか。それよりは、法人・非法人を問わず、「パートナー (Venturers) が、そのジョイント・ベンチャーの利益、リスクおよび義務を、共通に分かち合う」か石油、ガスあるいは鉱物掘削業に見られるように²²⁾「各パートナーが、そのベンチャーの利益、リスクおよび義務に対して自分自身の個別的な持分を持っている」かによって²³⁾、持分法を適用する（前者の場合）か、比例連結法を用いるべき（後者の場合）かを判断すべきではないだろうか。

3. コンソーシアムをめぐるベルギーの対応

ベルギーの一般的な企業にとっての、連結に関する義務の主たる源泉は、1990年3月6日付国王令²⁴⁾である。この国王令は、EC第7号指令の規定をベルギーの法律に移し替えることを目的としたものであり、いまや商事会社のみならず、持株会社にも適用されるものとなっている。その国王令の第2条は、支配を「当該企業の取締役ないし業務執行者の過半数の指名、あるいは当該企業の経営方針に対して決定的な影響を及ぼす、法律上ないし事実上の力」と定義している。そのうえで、その支配力の存在に基づいて、独占的な支配をしている子会社は全部連結の対象とし、共通子会社は比例連結によって組入れるものとしている。また資本参加している、その経営方針に対して著しい影響 (une influence notable) を及ぼしている関連会社に対しては、持分法を適用するものとしている。さらに同一の自然人ないし法人によって単一の指揮の下におかれている水平的企業グル

22) Cf. IAS31 ; *Op. cit.*, para. 14f.

23) ASB ; *Financial Reporting Exposure Draft 11 : Associates and Joint Ventures*, March 1996, paras. 8 and 9.

24) *Arrêté Royal Du 6 Mars 1990 relatif aux Comptes Consolidés des Entreprises et Arrêté d'Exécution* (以下「国王令」と略称)

ープを「コンソーシアム」と規定して（詳細については後述），その場合にも連結財務諸表²⁵⁾の作成を義務づけている。イギリスの場合と同様に図式化してみれば，次のようになる。

支配の程度	会計方法
独占的支配	⇒ 全部連結
共同支配	⇒ 比例連結
著しい影響	⇒ 持分法
単一の指揮（親子関係なし）	⇒ （基本的に）全部連結

共同支配に対して一律に比例連結を適用しているだけではなく，水平的結合企業に対して，連結財務諸表の作成を義務づけている点で，他にほとんど例を見ないほどの積極的な対応を図っていることが分かる。共同支配をめぐる比例連結に関しても，イギリスの場合とは異なった対応をしている²⁶⁾ので，議論すべきことはあるが，それについては改めて検討することにして，ここでは水平的企業グループの連結に関するベルギーの対応に的を絞ってみたいと思う。

まずもって明らかにしておかなければならないことは，ベルギーの連結会計上問題にされている水平的企業グループは，「コンソーシアム」とい

25) 後に見るように，この場合，«Comptes consolidés»（連結財務諸表）と言うべきか，«Comptes combinés»（結合財務諸表）と言うべきかについては，議論がないわけではない。

26) 国王令の第45条の第2項および但し書きによれば，「共通子会社の……諸要素は，比例統合（intégration globale）によって，連結される。ただし，その活動が，共同支配を行っている企業の活動に密接に統合されていない場合には，その共通子会社は，持分法によって財務諸表に含めることができる。」そしてまた，国王令の前書きの形で付け加えられている「国王への報告」によれば，「経済的利害グループ（G I E）」（第1節の注3を参照されたい）は共通子会社に類似しているので，比例連結が適用される。ただし，「あるG I Eのすべてのメンバーが，その同じ全体の一部となっていて，そのG I Eが，明らかに，その全体の活動を発展させることを目的としている」場合には，全部連結を用いることを排除するものではない（1995年12月版国王令，17頁）。

う概念で理解されている点である。しからばその「コンソーシアム」とは
どういうものであろうか。国王令第4条は「次の場合にコンソーシアムが
存在する」として、以下のように続けている。「企業の会計と年次財務諸
表に関する1975年7月17日付法律の第1条第1項、第2項と第3項の対象
となるベルギー法の企業²⁷⁾と、同じ条文の対象となったベルギー法ない
し外国法の、その他の複数の企業——それらは互いに子会社でなく、ベル
ギー法ないし外国法の同一の商事会社ないし商的形態の会社の子会社でも
ない——が、単一の指揮のもとにおかれているとき。」(国王令第4条第1
項。)

このようなタイプのグループの連結のために、ベルギー政府によって用
いられた推論は、次のようなものであった²⁸⁾。

「垂直的な構造の会社のグループの大部分において、支配は、親会社の
水準に集中している。その場合には、連結の義務が、当然この親会社に課
せられる。ただし、いくつかの会社グループにおいては、全体の支配は、
会計法の意味で企業を構成せず、したがってそれには連結の義務が課せら
れないところの、1ないし複数の自然人ないし法人によって保有されてい
る。さらに、その間に何らの親子関係が存在しない企業が、合併するより
もむしろ契約によって、共通の指揮のもとに置かれることを決定すること
がある。」そう分析したうえで、ベルギー政府は、「会社が単一の指揮のも
とに置かれていたら、その事実を無視することができず、したがってそれ
を連結の範囲に含める」ことを決定した。

ところで叙上の国王令第4条の定義には、「コンソーシアム」の鍵を握
る2つの概念があることが指摘されている²⁹⁾。すなわち「親子関係の欠如」
と「単一の指揮」である。しかし、われわれの見るところでは、(自然人に

27) 「商事会社あるいは商的形態の会社」と「商的、金融的あるいは工的性格を
持った法律上の任務を遂行する公的機関」を指す。

28) 国王令、1992年版、15頁。

29) たとえば、Stéphane de Maght & Jean-Paul Servais ; *Op. Cit.*, p. 33.

せよ法人にせよ) 単一の指揮を行っているものが、財務諸表の作成義務の対象外になっているということもまた、「コンソーシアム」の連結ということを考える上では、欠かせない要素である。

そのことと「親子関係の欠如」については、改めて議論すべきことはないように思えるが、問題は「単一の指揮」である。その点について国王令は、「次の場合に、企業は単一の指揮のもとにあるとみなされる」として以下の3つのケースを指摘している³⁰⁾。

- (1) それらの企業の単一の指揮が、それらの企業と結んだ契約ないしそれらの企業の定款の規定から結果する場合。
- (2) 企業の管理機関の過半数が、同一人物によって構成されている場合。
- (3) (反証がないかぎりにおいてであるが) 株式、持分 (parts) あるいは社員権 (droits d'associés) の過半数が、(政府を除く) 同一の人物によって保有されている場合。

このうち、コンソーシアムの形成について最もしばしば用いられる仮説を構成するのは、2番目のケースであると言われている³¹⁾。例えば次のような場合に、A、B、Cの3社はコンソーシアムを形成すると考えられる³²⁾。

		A	B	C
		取締役会などの管理機関		
人物	1	●	●	—
	2	●	●	●
	3	●	—	●
	4	●	●	—
	5	—	●	●
	6	—	—	●

30) 国王令、第4条第2項および第3項。

31) Cf. Stéphane de Maght & Jean-Paul Servais ; *Op. Cit.*, p. 35.

32) Walter Aerts & Hilda Theunisse ; “Belgium—Group Accounts” in *Transnational Accounting*, edited by Dieter Orderheide and KPMG (Macmillan 1995) p. 522.

しかしながら、この基準は、容易に逸脱しうる虞があることも否定しえない。なぜなら、管理者の構成メンバーの数を増やしたり、一時的に、権限の低い管理者のレベルで管理機関の構成を変えることといったことが可能だからである³³⁾。

なお、第(3)の推定は「ベルギー（特にフランドル地方）では普通に起こっていることであり、そこでは、真の保有構造ないし親会社という法的構成を取らずに、しばしば家族 (family members) が、いくつか異なった会社の持分 (shares) を保有している³⁴⁾」という。そういった現実的狀況が、「コンソーシアム」へのベルギーの積極的な取り組みとなって反映しているということも、見逃せない事実である。

いずれにせよ、国王令適用の初年度である1991年において、15のグループが「コンソーシアム」としての連結財務諸表を作成したと報告されている³⁵⁾。ここではその事実を紹介するにとどめ、その分析については、いずれ稿を改めて検討してみたいと思う。

かくしてベルギーにおいては、水平的企業グループの連結についても、制度的に根づき始めていると言える。

4. 結 び

国際会計基準（以下「IAS」）31号は「比例連結が、共同支配の事業体に対するジョイント・ベンチャー共同支配企業の持分の実質と経済的実態、すなわち、将来の経済的便益のうちジョイント・ベンチャー共同支配企業

33) Cf. Stéphane de Maght & Jean-Paul Servais ; *Op. Cit.*, p. 35.

34) Walter Aerts & Hilda Theunisse ; *Op. Cit.*, p. 522.

35) Jean-Paul Servais ; «Qualité de l'information financière apportée par les comptes consolidés publiés depuis l'entrée en vigueur de l'Arrêté Royal du 6 mars 1990» (Rapport du Séminaire relatif aux «Comptes consolidés des entreprises : premier bilan de l'Arrêté Royal du 6 mars 1990 et perspectives) この数字は、Stephane de Maght 氏との前掲論文中の数「9」と異なるが、発表時期その他の点から考えて、「15」の方により信憑性があるように思う。

の持分を支配しているということをよりよく反映するため、持分法の採用を奨励していない³⁶⁾。」その観点からすれば、イギリスは、「IAS31号……の最も好まれない選択 (least preferred option) に従っている³⁷⁾」のかもしれないし、逆にベルギーは、全面的にIASを尊重していると言えるのかもしれない。しかしながら、非法人のジョイント・ベンチャーに対する比例連結の適用という対応を図ったイギリスの場合にしろ、ジョイント・ベンチャーのみならず経済的利害グループまで視野に入れて比例連結に踏み切ったベルギーの場合も、いずれの場合にも問題があることは否定できない。それは、1つには、経験不足によるものであり、また理論的な整備の不十分さのゆえではないかと思う。

一方、IASは、統一的な指揮の下にある独立した企業のグループによる連結財務諸表の作成は要求していない。もちろん、IAS27号の一般原則に従うことも、できなくはないのであろうが、ほとんどの国が水平的企業グループに対する要求をしていない現状においては、IASCとしては、率先して制度化を図ろうとするわけにはいかないであろう³⁸⁾。したがって、EC第7号指令のオプションを用いて制度化を図らなかつたイギリスの場合、それはそれで当然のことであろう。むしろ一歩先んじて制度化を試みたベルギーの姿勢こそが、注目に値するところである。

ここで、ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの連結について、わが国も含めてそれぞれの姿勢を要約してみれば、次のようになる(次頁)。

一見して明らかなように、取扱い方は多様である。もしも、国際的な調和が、現在暗黙の了解になっているように、「統一化」として理解されたとしたら、こういう領域においても、前途は多難であるように見える。特に、水平的企業グループの連結のように、文字通り「未開拓の分野³⁹⁾」に

36) IAS31; *Op. cit.*, para. 24. (邦訳文, 21頁参照。)

37) Paul A. Taylor; *Op. Cit.*, p. 2906.

38) Cf. David Cairns; "IASC Group Accounts" in *Transnational Accounting*, edited by Deter Ordelheide & KPMG (Macmillan 1995) pp. 1774-1775.

ジョイント・ベンチャーとコンソーシアムの連結をめぐる

	ジョイント・ベンチャー	コンソーシアム
I A S	比例連結, 持分法を許容	明文なし
EC 第7号指令	比例連結の国内基準化に道	(*)
イギリス	持分法, 一部に比例連結	持分法(**)
ベルギー	比例連結, 一部に持分法と全部連結を許容	全部連結(**)
日本	持分法	明文なし

(*) 「国際合併事業」という意味でのコンソーシアムであれば, ジョイント・ベンチャーの場合と同様であり, 「水平的企業グループ」という意味であれば, 全部連結の国内法化に道を開いている。

(**) それぞれが独自の概念のもとに法制化していることに注意する必要がある。

については, 統一化を考える前にまずもってさらなる議論の発展と経験とが必要であろう。

理論的には, 共同支配の連結と会計主体論との関わりや, 親子関係のない単一の支配下にあるグループの連結についてはその作成目的⁴⁰⁾ などが, とりわけ問題となるところである。そしてまた, 後者の連結には, 本来の連結と同列に並べて議論できるものなのか, はたまた「結合」や「合算」といった類いのことなのか, という根本問題も残されている。さらに両者に共通する問題として, 計算技術的な側面がある。それらについては, 引き続き検討を加えていきたいと考えている。

(本稿は, 成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)

39) これは, 水平的企業グループの連結問題に真っ向から取り組んだ, Stephane de Maght & Jean-Paul Servais の前掲論文の副題でもある。

40) イギリスがこれに関する基準作りをしていないことについて, その理由を, 次のように説明する解説が見られるくらいである。すなわち「たまたま偶然に互いに関連しているに過ぎないかもしれない個別企業の連結ということにもなりかねない。そのような結合計算書 (combined accounts) は, 誰にとっても意味がないし適切でない (Mike Davies, Ron Paterson & Allister Wilson; UK GAAP, Macmillan 1997. p. 226)」からであると。